

秋 田 県 山 岳 連 盟 規 約

第 1 章 総 則

(名称及び事務所)

第 1 条 本連盟は、秋田県山岳連盟と称し、事務所を秋田市に置く。

(目 的)

第 2 条 本連盟は、スポーツ登山に関して秋田県を代表し、日本山岳協会に加盟して本県山岳会を統轄し、スポーツ登山の健全なる普及発達を期し、体育向上に寄与すると共に岳人相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本連盟は、目的達成のため次の事業を行う。

- ① 本県内にある登山団体の連絡並びに助成
- ② 登山に関する講習並びに指導
- ③ 登山に関する調査並びに研究
- ④ 遭難防止対策並びに普及
- ⑤ 登山施設の改善並びに整備
- ⑥ 機関誌その他関係出版物の発行
- ⑦ その他目的達成に必要な事業

(組織)

第 4 条 本連盟は、秋田県内にある学校・職域・地域の登山団体及び個人会員をもって組織する。

2 本連盟は、運営上、県北、中央、鳥海（由利本荘市、にかほ市とする）及び県南の四地区制とする。

(加盟)

第 5 条 本連盟に加盟しようとするときは、所定の書類によって定める当該年度の負担金を添え加盟申し込みをなし、理事会の承認を得るものとする。

(脱退)

第 6 条 本連盟を脱退しようとする時は、書面をもって理事会に届け出るものとする。

第 2 章 役 員

(役員の種類)

第 7 条 本連盟に次の役員をおく。

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 5 名（各地区 1 名、高体連 1 名）
- ③ 理事長 1 名
- ④ 副理事長 1 名
- ⑤ 常任理事 15 名以内
- ⑥ 理事 23 名（中央 6 名、県南 6 名、県北 5 名、鳥海 3 名、高体連 2 名、県教委 1 名）

委嘱若干名

⑦ 監事 3名

本連盟に必要があれば会長は総会の議を経て顧問をおくことができる。

(役員の仕事)

第8条 会長は本連盟を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会及び常任理事会を主宰し会務を執行する。
- 4 副理事長は、事務局を担当する。
- 5 常任理事は、常時会務を執行する。
- 6 理事は、会務の執行にあたる。
- 7 監事は、本連盟の会計を監査する。
- 8 顧問は、本連盟の重要事項の諮問に応ずる。

第9条 会長及び副会長は、登録会員の中から候補者をたて総会で選挙する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 常任理事は、理事中より理事長が選出し会長が委嘱する。
- 4 理事は、登録会員の中から候補者をたて総会で選挙する。また必要に応じて登録会員の中から会長委嘱の理事を若干おく事ができる。又県教育庁の保健体育課担当指導主事を理事とする。
- 5 監事は、登録会員の中から候補者をたて総会で選挙する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、留任をさまたげない

- 2 役員の仕事補充又は増員必要ある時は、前条各項によって選出し、その仕事は他の役員の仕事残任期間とする。
- 3 役員仕事期間が終了しても後任者が就任するまでその職責を行なうものとする。

(上部団体評議員)

第11条 (社)日本山岳協会及び(財)秋田県体育協会の評議員は、理事会において推薦するものとする。

第3章 機関

(会議)

第12条 本連盟の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数によって決める。可否同数の場合は議長が決める。

(総会の構成)

第13条 総会は加盟団体の登録会員に応じた比例代表制による代議員によって構成する。

- 2 代議員は、登録会員十名までを一単位とし、一単位につき一名とする。但し、大学山岳部は一単位とする、高体連山岳部は七単位とする。
- 3 個人会員は、前項に準じ十名までを一単位とし、一単位につき一名の比例代表による

代議員とする。

4 加盟団体の登録会員は、毎年4月1日をもってする。

(総会)

第14条 総会は、本連盟の最高議決機関であって毎年1回、会長が招集し次の事項を審議する。

- ① 予算並びに決算
- ② 事業計画並びに報告
- ③ 役員を選出
- ④ 規約の改正
- ⑤ その他必要な事項

2 加盟団体数の三分の一以上が連名で議案を明示してその開催を請求した時、又は理事会で必要と認められた時には、臨時総会を開催しなければならない。

(総会の成立)

第15条 総会は、代議員の過半数の出席によって成立する。但し、委任状による出席を認める。

(理事会)

第16条 理事会は、必要に応じて会長が招集してその議長となり、会務の執行について協議する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、必要に応じ随時理事長が招集して議長となり、理事会から委任された事項及び緊急やむを得ざる事項について協議する。

(専門部)

第18条 本連盟は、第2条の目的を遂行するため次の専門部をおく。

- ① 組織部
- ② 指導部
- ③ 研究部
- ④ 海外研究部
- ⑤ 選手強化部
- ⑥ 遭難対策部
- ⑦ クライミング部

2 専門部に必要な規定は、理事会の議を経て会長が別に定める。

(事務局)

第19条 本連盟の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局に関する規定は、常任理事会の議を経て副理事長が別に定める。

第4章 登録及び会計

(登録)

- 第 20 条 本連盟の加盟団体は、その所属する会員を本連盟に届け出て登録証の交付を受けるものとする。
- 2 登録会員がその所属する団体会員の資格を失ったときは、加盟団体は速やかに本連盟にその旨届け出るものとする。
- 3 本連盟の事業には登録会員でなければ参加する事ができない。
- 4 前各項にかかわらず大学及び高体連山岳部は、毎年 5 月部員名簿の提出によって足りる。
- 5 個人会員は、当該年度の負担金を添えて所定の様式により届け出ることにより加盟団体の登録会員とみなす。

(経費)

第 21 条 本連盟の経費は、加盟団体の負担金、寄附金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(負担金)

第 22 条 加盟団体及び個人会員の負担金年額は次の通りとし、所定の書式を持って納入するものとする。

- (1) 地域、職域の山岳団体 一律に 8, 000 円
登録会員一名につき 800 円として算定する金額
- (2) 大学山岳部 20, 000 円
- (3) 高体連山岳部 60, 000 円
- (4) 個人会員 3, 000 円

(負担金)

第 23 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日で終わる。

第 24 条 本規約は、昭和 26 年 11 月 23 日よりこれを施行する。

昭和 36 年 12 月 3 日	一部改正	昭和 57 年 4 月 25 日	一部改正
昭和 41 年 4 月 17 日	一部改正	昭和 58 年 4 月 16 日	一部改正
昭和 44 年 5 月 25 日	一部改正	昭和 59 年 4 月 17 日	一部改正
昭和 46 年 5 月 9 日	一部改正	昭和 63 年 4 月 17 日	一部改正
昭和 47 年 4 月 16 日	一部改正	平成元 年 4 月 23 日	一部改正
昭和 48 年 4 月 21 日	一部改正	平成 7 年 5 月 14 日	一部改正
昭和 49 年 4 月 21 日	一部改正	平成 12 年 4 月 15 日	一部改正
昭和 49 年 11 月 11 日	一部改正	平成 21 年 4 月 26 日	一部改正
昭和 55 年 4 月 20 日	一部改正		